

一般社団法人離婚準備支援協会 会員規約

(目的)

第1条

一般社団法人離婚準備支援協会会員規約（以下、「本規約」とする）は、一般社団法人離婚準備支援協会（以下、「本法人」とする）の会費を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務等、本法人の会員活動の基本的事項を定める。

(名称)

第2条

本法人は、一般社団法人離婚準備支援協会という。

(会員区分)

第3条

本法人の定める会員は次の6種類とする（以下総じて、「会員」という）。

(1) 名誉会員

本法人の目的に賛同し、入会を申込み、理事会にて名誉会員と承認された会員であり、本法人へ知識の教授を行う者

(2) 正会員（専門会員）

本法人の目的に賛同し、入会を申込み、理事会にて正会員と承認された会員

(3) 準会員（Re婚シェルジュ会員）

本法人の目的とRe婚シェルジュの役務に賛同し、入会を申込み、理事会にて準会員と承認された会員

(4) サポートーズ会員（Re活サポートーズ）

本法人の目的に賛同し、入会を申込み自身の経験で得た知識や情報を提供する会員

(5) 賛助会員

本法人の目的に賛同し、入会を申込み、専門的知識や情報を提供する弁護士資格を有する者で、理事会にて入会を承認された会員

(6) 法人会員

本法人の目的に賛同し、入会を申込み、理事会にて入会を承認された法人会員

(入会申込等)

第4条

1. 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事宛に提出しなければならない。
2. 代表理事は、前項の申込みがあった際、入会金の入金を確認した後、理事会において、入会の承認・否認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

3. 承認された日から正式に会員となる。

(会員資格基準)

第5条

本法人の会員になろうとする者から前条の申込みがあったとき、理事会は、以下の何れかの項目に該当する場合には入会を否認することができる。

- (1) 本法人の趣旨に賛同せず反対しているとき
- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分を受けたことがあるとき（法人会員の場合、法人役員も含む）
- (3) 前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき
- (5) その他、本法人が不適切と判断したとき

(会費)

第6条

1. 各会員の入会金及び年会費は次の通りとする。

- (1) 名誉会員 入会金 年会費無料
- (2) 正会員（専門会員） 入会金=10,000円 年会費 10,000円
- (3) 準会員（Re婚シェルジュ） 入会金=10,000円 年会費 10,000円
- (4) サポートーズ会員（Re活サポートーズ） 入会金及び年会費無料
- (5) 賛助会員（弁護士） 入会金及び年会費無料
- (6) 法人会員 入会金=300,000円 年会費 100,000円

2. 第4条第1項により申し込みを行った後、2週間以内に入会金及び入会した年度の年費を納入しなければならない。

3. 会員は、会費を納入せず、督促後なお会費を6カ月以上納入しないときは、6カ月を経過した日をもって退会したものとみなす。この場合においても、会員は、当該退会日まで

で発生した年会費の納入義務は免れない。

4. 本法人の年度は毎年11月1日～翌年の10月31日までを1年とし、初年度年会費は、11月22日～5月22日までに入会する場合は1年分の年会費を支払うものとし、5月23日～11月21日までに入会する場合は年会費の半額を納付するものとする。

また、一旦納付された年会費は、退会・除名があった場合でも返還しない。

5. 次年度以降の年会費は、各年度の11月22日までに現金支払いまたは振込（入金）する

ものとする。振込手数料は、会員の負担とする。本会は毎年自動継続とし、10月1日までに退会の意思がない場合は翌年度の年会費の支払い義務が発生するものとする。また、一旦納付された年会費は、退会・除名があった場合でも返還しないものとする。

(会員の権利)

第7条

会員は次の権利を有する。

- (1) 本法人が発信する各種情報・提供するサービスについて会員割引価格または無償での閲覧・使用。
- (2) 本法人が主催するセミナー、イベント、研究会、研修会などへの会員割引価格または無償での参加。
- (3) 本法人の趣旨に沿う内容で理事会の承認を得ることを前提として、各会員が主催するセミナー、イベント、新サービスの告知、アンケート調査等について本法人の情報配信と合わせて行う本法人の会員などへの告知。なお、告知にあたり発生する実費は、各会員が負担する。また、告知を行う会員に対し、告知を行う会員以外の会員の会員情報を開示する趣旨ではない。
- (4) 本法人の趣旨に沿う内容で理事会の承認を得ることを前提として、本法人内で委員会、研究会またはグループワーキングなどを組織して行われる、個別活動の企画・実施。ただし、当該活動は本法人の活動の一部として行うものとし、活動後は本法人に対し、活動内容を報告するものとする。
- (5) その他、理事会の承認により認められる各種権利。

(会員の義務)

第8条

会員は次の義務を負う。

- (1) 本法人の定款、会員規約並びにその他規則及び議決に従う。
- (2) 本法人の会費等を納入する。
- (3) 会員拡大に努める。
- (4) 本法人の会員同士または本法人が主催または共催する事業を通じて知り合った者と事業（「事業」とは、継続的であるか、営利目的であるかを問わず、夫婦生活および男女関係に関する事柄をテーマとして行う企画・イベント・営利活動等をいう。）を行う場合は、当該会員は事前に書面によりその報告を事務局に行うこと。
- (5) 会員の登録事項に変更が生じたときは、速やかに登録事項変更届を代表理事に提出すること。会員が変更届の提出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本法人は、その責任を負わないものとする。

(退会)

第9条

会員が本法人を退会しようとするときは、別途定める退会届を代表理事に提出しなければならない。また会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 法人または団体が解散、破産それに準ずる状況となったとき。
- (2) 会員が死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員が解散、破産等により消滅したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を6カ月以上納入しないとき。

(除名)

第10条

会員が次のいずれかに該当するときは、本法人はこれを一方的に除名することができる。

- (1) 本法人の会員規約、議決、定款その他規則等に違反し、度重なる通告を受けても改善しないとき。
- (2) 本法人の名誉を毀損または本法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員が反社会的勢力との関係を有すると疑われるとき。
- (4) 会員が第16条及び第17条に違反し、情報を漏えいしたとき。
- (5) その他本法人が不適切と認めたとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条

1. 会員がその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失う。但し、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、当該義務は消滅しない。
2. 本法人は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第12条

本法人は、会員の名称または氏名及び電子メール等を記載した会員名簿を作成する。

(本部及び支部)

第13条

- 1 本法人は、主たる事務所を神奈川県に置き、これを本部とする。
- 2 本法人は、理事会の承認を得て、必要な地に支部（協議会）を置く。
- 3 支部（協議会）は、本部組織の一部であり、支部規約を作成し、本部の指揮監督に付するものとする。

(会員規約の追加・変更)

第 14 条

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては理事会の決議により定める。
2. 本法人は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。
3. 本法人の理事会の議決により変更された本規約は、本法人の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束される。

(情報公開)

第 15 条

1. 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況などを求めに応じ公開するものとし、会員は別途定める情報公開請求書を代表理事に提出してこれを請求する。
2. その他、情報公開に関する必要な事項等は、理事会の議決により別途定める規則による。

(機密情報の保護)

第 16 条

1. 本法人は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。
2. その他、機密情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により、別途定める機密情報保護方針及び関係する規定による。

(個人情報の保護)

第 17 条

1. 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2. その他、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別途定める個人情報保護方針及び関係する規定による。

(免責および損害賠償)

第 18 条

1. 会員は、本法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとする。万が一、本法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本法人は、間接損害・特別損害・逸失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に

基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

2. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(法令の準拠)

第 19 条

本法人の総ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本法人が別途定めた場合はその倫理規程等に従うものとする。

(合意管轄)

第 20 条

会員と本法人の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。以上、本法人の総ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則

本規約は、平成 30 年 11 月 22 日から次回改定まで施行する。